

事 務 連 絡
平成20年7月31日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

器具、容器包装及びおもちゃに係る試験成績書について

継続的に輸入される器具、容器包装及びおもちゃについては、食品・添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に適合する旨の登録検査機関が発給する試験成績書の提出等をもって、輸入届出時における検査を省略しているところですが、現状の試験成績書における色彩や模様等に関する記述のみでは、当該試験を実施した器具等と届出貨物の同一性の確認に支障をきたす場合が認められます。

については、貨物の同一性確認の的確な実施のため、本日以降、新たに登録検査機関が試験を受託し実施された器具等の試験成績については、当該品の色彩や模様が確認できるカラー写真記録が添付された試験成績についてのみ、その受入を行うこととするので、関係者への指導方よろしくお願いします。

なお、食品衛生登録検査機関協会に対しては、別添のとおり連絡しているので、併せてお知らせします。

食安輸発第 0731001 号
平成 20 年 7 月 31 日

食品衛生登録検査機関協会
理事長 玉木 武 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長

器具、容器包装及びおもちゃに係る試験成績書について

輸入食品の安全性確保対策については、日頃から特段の御理解と御協力をいただいているところです。

登録検査機関が発行する器具、容器包装及びおもちゃの試験成績書については、その提出等をもって輸入届出時の検査を省略しているところですが、現状の試験成績書における色彩や模様等についての記述のみでは、貨物の同一性の確認に支障をきたす場合が認められるため、今般、別添のとおり検疫所あて連絡したのでお知らせします。

については、今後にあつては、下記に従い試験成績書を発給いただけるよう貴協会員あて御周知方よろしく願います。

記

1. 食品等事業者より器具、容器包装及びおもちゃの試験依頼があつた場合は、当該製品を特定できるカタログや製品コード番号等の記録を作成するとともに、当該品の色彩や模様が確認できるカラー写真による記録も作成すること。
2. 器具、容器包装及びおもちゃの試験成績を発給する場合にあつては、当該試験検体が特定できるカタログ情報や製品コード番号等を試験成績に明記するとともに、1に示す写真記録を添付すること。
3. 本通知に係る試験検査の実施にあつては、平成16年3月23日付け食安監発第0323006号「登録検査機関における製品検査の業務管理」（平成20年7月9日付け食安監発第0709003号により改正）に準じて行うこと。